

死亡後の手続きについて

菊陽町に住所があり死亡届を出された場合は、各課等での手続きがあります。
 ※死亡後の手続きをされる場合は、最初に菊陽町役場町民課で受付をしてください。

手続き	手続き内容	問い合わせ先
1 年金受給者(加入者含む)	国民年金のみの加入歴または、国民年金のみを受給されている方は、役場で手続きができます。厚生年金、共済年金の加入歴または厚生年金、共済年金を受給されている方は、年金事務所等での手続きになります。詳しくは、お問い合わせください。	【国民年金の方】 菊陽町役場 町民課 (本庁：1階) ☎096-232-4914 【厚生年金・共済年金の方】 熊本西年金事務所 ☎096-353-0142 または各共済組合へ
2 国民健康保険被保険者	葬祭費の支給手続きがあります。 持参するもの ：国民健康保険証、会葬礼状、喪主の印鑑、喪主の通帳、申請者の本人確認書類	菊陽町役場 健康・保険課 (本庁：1階) ☎096-232-4912
3 後期高齢者医療被保険者	葬祭費の支給手続きがあります。 持参するもの ：後期高齢者医療保険証、会葬礼状、喪主の印鑑、喪主の通帳、申請者の本人確認書類	菊陽町役場 介護保険課 (本庁：1階) ☎096-232-2508
4 介護保険被保険者	介護保険の喪失・相続手続きがあります。 持参するもの ：介護被保険者証等、相続人の本人確認書類、相続人の通帳、認印	菊陽町役場 福祉課 (本庁：1階) ☎096-232-4913
5 障害者手帳をお持ちの方 (身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳) 特別障害者手当等・重度心身障害者医療費助成を受けている方 障害福祉サービス・障害児通所支援を利用している方	障害者手帳の返還手続き等 受けていたサービスによって持参するものや手続きが異なりますので、詳しくは、お問い合わせください。	菊陽町役場 税務課 (本庁1階) ☎096-232-4911
6 菊陽町に固定資産を所有している方	新たに納税義務者となる相続人の届出があります。詳しくは、お問い合わせください。	
7 町県民税・国民健康保険税等を菊陽町へ納付している方	相続人代表届出書等の手続きがあります。詳しくは、お問い合わせください。	

手続き	手続き内容	問い合わせ先
8 菊陽町で軽自動車等を所有している方	新たに納税義務者となる方の名義変更手続きがあります。車種の区分によって管轄が異なりますので詳しくは、お問い合わせください。	【原付バイク・小型特殊自動車】 菊陽町役場 税務課 (本庁1階) ☎096-232-4911 【125CC超の二輪車】 熊本運輸支局 ☎050-5540-2086 【三輪以上の軽自動車】 熊本県軽自動車検査協会 ☎050-3816-1758
9 児童手当を受けている方	児童手当の手続きがあります。 持参するもの ：【児童手当の受給者が亡くなった場合】新しい受給者の振込口座通帳、健康保険証 【未支給分があった場合】 対象児童それぞれの口座通帳	菊陽町役場 子育て支援課 (本庁：2階) ☎096-232-2202
10 ひとり親医療費助成・児童扶養手当を受けている方	ひとり親医療・児童扶養手当それぞれの手続きがあります。受給者によって手続きが異なります。詳しくは、お問い合わせください。	
11 子ども医療費助成(陽っ子カード)を受けている方	子ども医療の手続きがあります。詳しくは、お問い合わせください。 持参するもの ：子ども医療費受給者証(陽っ子カード)、振込先が変わる場合は新しい振込口座通帳等	菊陽町役場 健康・保険課 (本庁：1階) ☎096-232-4912
12 水道	名義変更等の手続きがあります。詳しくは、お問い合わせください。	大津菊陽水道企業団 ☎096-293-7711 熊本市水道局(熊本市から水道供給を受けている方) ☎096-381-1133
13 農業者年金に加入されている方	J A(農協)での手続きがあります。詳しくは、お問い合わせください。	菊池地域農業協同組合 菊陽中央支所 ☎096-232-2211

※お亡くなりになられた旨が戸籍に反映されるには、死亡届が提出されてから、

- ①菊陽町に本籍があり、菊陽町に死亡届を出された場合 → 1週間程度
- ②菊陽町以外に本籍があり、菊陽町に死亡届が出された場合 → 2～3週間程度

かかります。

ただし、大型連休や年末年始等をはさんだ場合などは、①②以上の時間がかかる場合があります。詳しくは、本籍地の市区町村へお問い合わせください。

◆菊陽町役場 福祉生活部 町民課 ☎096-232-4914